土地改良法施行令の一部を改正する政令の概要

令 和 ８ 年 ３ 月
農林水産省農村振興局

Ⅰ　趣　旨

土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）に基づく土地改良事業は、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下「令」という。）に列挙され、申請要件や国の補助率等が定められている。

国は、予算の範囲内において都道府県に対し、都道府県が自ら行い、又は補助する土地改良事業に要する費用の一部を補助することとされている（法第126条）。これを受け、令においては、土地改良事業の種類ごとに国が補助する割合が定められている（令第78条）。

この国庫補助については、福島第一原子力発電所の事故からの復興及び再生のための取組を進め、避難指示解除後の速やかな営農再開を可能とするため、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第４条第５号に規定する避難解除等区域（避難指示が解除された区域及び今後避難指示が解除されると見込まれる区域）並びに避難解除等区域の復興及び再生のために特に必要と認められる区域において行われる土地改良事業（農林水産大臣が定める基準に該当するものに限る。）について、国の補助率をかさ上げすることとしている（令附則第６条第１項）。

当該かさ上げは、復興のための取組を迅速かつ集中的に講じていくため、「第２期復興・創生期間」である令和３年度から令和７年度までの時限措置としている。

Ⅱ　政令案の概要

原子力被災地域については中長期的な対応が必要であり、「第２期復興・創生期間」後も引き続き農地の大区画化等により営農再開の加速化を図ることが閣議決定されたため、福島県の避難解除等区域等で行う土地改良事業の補助率かさ上げを、令和８年度から令和 12 年度までの５年間、延長する。（令附則第６条第１項関係）

Ⅲ　施行期日

令和８年４月１日